

愛知県議会議長 殿

2015年12月3日

愛知県議会事務局
27局議請願陳情第5-7号
平成 27.12. 3 受付
請願陳情第 20 号
平成 27.12. 3 受理
総務県民委員会

住所 名古屋市熱田区新尾頭 1-4-3 林ビル 2階

団体名 消費税をやめさせる愛知連絡会

代表者名 太田義郎 ほか 84名

請願紹介議員 わしの恵子
下奥奈歩

「消費税10%増税の中止」を求める意見書採択を求める請願

【請願趣旨】

県民生活向上のためのご尽力に心から敬意を表します。

2014年4月1日からの消費税率8%への増税強行によって、日本経済は深刻な増税不況になっています。また円安により輸入品、原材料などの物価高騰で、国民の生活は一段と厳しさを増しています。多くの人が消費税増税に反対しています。

安倍首相は2017年4月1日には10%への引き上げを「確実に実行する」と明言し、増税法附則18条3項(景気条項)を削除しました。増税すれば、消費はさらに落ち、地域経済は大打撃です。税収は増えるどころか国の財政をさらなる危機に追い込みます。

安倍政権は「マイナンバーカード」による還付制度案は国民的反発によってとりやめ、「軽減税率」の提案が復活し検討されています。しかし、「軽減」というが、5%に下がるわけではなく、8%に据え置き、その対象範囲をめぐっての検討です。逆進的税制の中で食料品をはじめ生活費に課税する、間違った税制を改めることこそ必要です。

国民の消費購買力を高め、地域経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策をすすめれば、消費税を増税する必要はありません。法人税減税の中止、所得・資産の能力に応じた税制改革と、税金の使い方を改めることで必要な財源確保と財政再建への道を開くことができます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、下記の事項について請願いたします。

【請願事項】

「消費税10%増税の中止」を求める意見書採択を求めます。